

意思決定支援に関わる 相談事例への対応

本科目の目的・目標

- 成年後見制度の利用にまつわる被後見人等の意思決定支援について、支援機関等から寄せられやすいと想定される相談事例の検討を通じて「本人の心からの希望に焦点を置いた意思決定支援」の重要性を踏まえた助言対応のあり方を理解する。
- ガイドラインを踏まえたチームでの意思決定支援支援のあり方を理解する。
- チームビルディングの考え方について理解する。

午前中の講義は都道府県など地域での研修において趣旨を伝達していただく位置づけ、この演習は本研修参加者のスキルアップという位置付けとなります。

〇〇市の相談員から相談がありました

・事例の説明

36歳男性：「首長申立てが必要と思うのですが。」という、相談員からの相談。

のっけからなんだ？と思うが、そこから相談の概要を順序だてて聴取。すると、次のような相談であることが分かった。

3

相談の内容

Aさん 男性 36歳

自宅で父親と2人暮らし。

母親は幼いころに死別。兄（38）は遠隔地で家族と住んでいる。実家にときどき連絡をとる程度で、Aさんとの交流はほぼ無く、互いに信頼関係はなかった。

療育手帳B1で日常に困らない程度の会話は可能だが、あまり複雑なことは話さない。

地域の就労継続事業所は隣駅にあり、そこまでは電車の定期を使って通っている。

今まで父親がAさんの面倒をみてきた。

4か月前より父親が病身（要介護5）となり、Aさんの面倒をみられなくなった。兄が代わりにAさんの面倒をみている状態。

「これからのことを考えたいのに、A本人は旅行に行きたいとか言っている。ぜんぜんわかってないんです。」（詳しい聞き取り内容は次ページ参照）

兄とは仲が悪いので、Aさんの相談に乗るのも、ましてや後見人候補者になることも拒否。

「このままでは生活の継続も危うくなります。さしあたりすべきことは、成年後見の申立てだと思えます。でも兄は関わりを拒否していますし。たぶん首長申立てかなと。どうしたら良いでしょうか？」

4

相談の内容（補足）

（前ページ下線部について、Aさんが話す内容をつなぎ合わせると、以下のとおりだったとのこと）

...仲間も行っているからオレも旅行に出かけてみたい。でも以前に少人数で出かけた旅行のとき迷子になった。××駅（遠隔地）から戻ってこれなかったから、お父さんがすごく怒った。ときどき仲間に誘われるから、また話した。でもお父さんは、もうあのことを忘れたのかって言った。（他の人の）迷惑になる、どうやって行けるのかって大きな声でまた怒った。オレはムリかもしれない。でも町にだったら行けるんだし定期も持ってる。旅行ってダメなのかな。

（相談員から）Aさんとお父さんはこれからどうしたいですかって聞かれたんだけど、どうしたいかよく分からなかったから、頭に浮かんだことを話しました。

5

ワーク 1 相談内容を整理する

- ①ここでのAさんの支援方針はどこにあるでしょうか？
- ②他に得るべき情報があれば挙げてみましょう
- ③あなたは、どのようにアドバイスするのが良いでしょうか？

【個人ワーク】 まず個人で考えをまとめましょう（5分）

6

ブレイクアウトルームへ

- 自己紹介（一人1分×人数）
所属、職種、名前

- ワークの役割分担を決める（1分）
 - 司会（誕生日が研修開催日から1番近い人）
 - タイムキーパー（誕生日が研修開催日から2番目に近い人）

- グループで意見を出し合う（12分）

7

話し合い結果の共有

- ・ Aさんの支援方針は？

- ・ 得るべき情報は？

- ・ どのようにアドバイスする？

8

解説

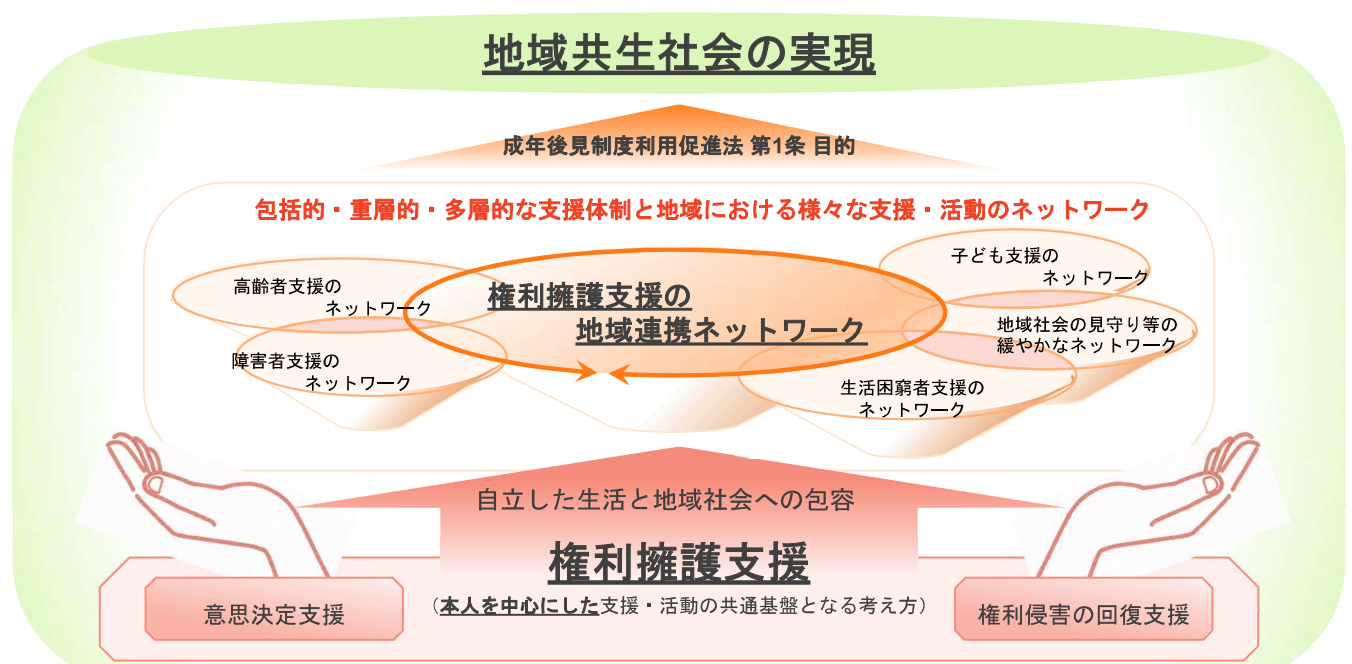
- 「権利擁護支援」における意思決定支援の意義と本質について
- 成年後見事務プロセスにおいて意思決定支援が後付けにされるべきではないことについて
- 以上を踏まえての、本事例における助言について
 - 後見と支援、救済とエンパワメント
 - 俯瞰的視点と助言
- その他の観点

【解説用参考図（次ページ3枚）脚注参照】

9

I 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標 ～基本的な考え方：地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進～

- 地域共生社会は、「制度・分野の枠や『支える側』と『支えられる側』という従来の関係を超越して、住み慣れた地域において、人と人、人と社会がつながり、すべての住民が、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、社会全体で支え合いながら、ともに地域を創っていくこと」を目指すもの。
- 第二期基本計画では、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進める。



10

ガイドラインにおける基本的な考え方 ①

本ガイドラインの背景・趣旨・目的

●後見人を含め、本人に関わる支援者が常に、全ての人には、自分のことを決める力があるという前提に立ち、後見人等に就任した者が、意思決定支援を踏まえた後見事務等を適切に行うことができるように、何が後見人等に求められているかの具体的なイメージを示すもの。

後見人として意思決定支援を行う場面…*1

●本人にとって重大な影響を与えるような法律行為及びそれに付随した事実行為
(例) 高級への入所契約など本人の居所に関する重要な決定を行う場合 など
(ただし、その他の場面においても、意思決定支援が適切にされているかについて、後見人としてチェック機能を果たすことが求められる…*2)

意思決定支援のプロセス

支援チームによる対応

【意思決定支援のための環境整備】

日常的な事務につき本人が意思決定をすることができる支援がされているという環境の整備が必要。

●本人のエンパワメント

●本人が、自らの意思を他人に尊重されたという経験を得て、日頃から自尊心や達成感が満たされていることが重要。

●支援者側の共有認識・基本的姿勢

●各支援者が、本人の意思決定を尊重する基本的姿勢を身に付けておくことが必要。

【意思決定支援の具体的プロセス】

①支援チームの編成と支援環境の調整

I. 支援チームの編成

- 福祉関係者の責任において行うことを想定
- 本人の思いや意思が反映されやすいチームとする(メンバーには、本人の意思を汲み取る姿勢が求められる)

II. 支援環境の調整・関係方法等の検討

- メンバーは、ミーティングの趣旨や留意点を理解する
- 本人にとって適切なミーティングの在り方を検討する(日時・場所や参加者等)

III. 本人への趣旨説明とミーティング参加のための準備

IV. ミーティングの招集

- 進行管理に責任を持つ者が関係者を招集

②本人を交えたミーティング

- 主催者は、事前の調整を踏まえて設定されたテーマやルールに沿って会議を進行。
- 本人に対し、本人の特性を踏まえつつ、状況を分かりやすく説明しながら、本人の意思や考えをできる限り引き出す。
- 誘導にならないよう気を付けながら、本人が現在採り得る選択肢を示す。

③意思が表明された場合

- 意思決定能力について特段疑問がない限り、本人の意思決定に沿った支援を行う。
- ※意思決定能力：相対的意思決定に際し、支援を受けて自らの意思を自分で決定することのできる能力。

後見人等の関与の仕方・役割

※後見人としてのチェック機能…*2

本人が日常生活を送るに当たって、支援者により適切な意思決定支援がされているかや、表明された意思が尊重されているかどうかを把握する。

●留意点

- 意識的に本人と話をしたり、本人のことを知ろうと努めることや、本人と信頼関係を構築することが重要。
- なるべく早期に本人・支援者と接触し、支援者の輪に参加することを知らうと努めることや、本人と本人の意思が十分に尊重されていない場合には、環境の改善を試みる。

※後見人としての意思決定支援…*1

ミーティング主催者とともに、支援チームのメンバー選定も含め主体性を持って関わっていくことが望ましい。

●チームが機能している場合

- 他の支援者が本人の意思や特性を尊重しながら適切に準備を進めているの
- かチェックし、問題がある場合には注意を促すことが求められる。

●チームが機能していない場合

- 中核機関等の支援を受け、支援者らの意識の改善やチームの再編成を試みたりするなど、主体的に関与することが望ましい。
- ※後見人は、自分の価値観が決定に影響しないよう気を付けなければならない。

※後見人としての意思決定支援…*1

本人の権利擁護者として、本人が意思決定の主体として実質的にミーティングに参加できるよう、本人のペースに合わせた進行を主催者・参加者に促していくことが期待される。

意思決定の支援の層

個々の意思決定場 面に対する支援

- 日常の意思決定支援（意思疎通支援、ときに意思形成支援、環境調整）
- 危急時の意思決定支援／レスキュー・モデル
- 困難な人の支援／コミュニケーションの工夫
- 「意思と選好」の活用

意思決定を育てる ／支援を育てる

- 内発的動機づけ／自己効力感の形成・向上／エンパワメント・モデル
- エクスプレス・ウィッシュ／小さくても自分自身の願い
- 支援のチーム形成／チームも育つ／ストレングス・モデルとの関連
- 決定支援に対する感度を高める

環境の整備

- 話しやすい場所、時間、相手、方法、わかりやすい話しかた、書きかた
- 意思決定支援に関する考え方、態度やルールの共有／保護からの踏み出し、「リスクの尊厳」
- 研修の実施／協議の場の形成
- 選好情報の収集・蓄積・共有・更新

豊かな経験

- 多くの体験→選択肢を得る体験
- 決定と表出の良い経験
- 内発的動機づけ・自己効力感への配慮

(名川(2016)を改編)

各講師コメント 中間まとめとして

13

事例から考える意思決定支援

本人Bは90代の女性。数年前にアルツハイマー型認知症と診断されている。補助人は数年前から就任。

夫はすでに死去。子供1名（別居）はいるが他の親族とは疎遠。

収入は年金のみ。資産は預貯金と自宅不動産。

老人ホームの利用料を預貯金から支払っているが、そう遠くない将来に預貯金が底をつくため、老人ホームの利用を継続するためには自宅売却による資金確保が必要とされている。

老人ホームの支援員によると、本人からは最近になって「**家に帰りたい**」という話が出てきているという。

支援者の事前協議では「**自宅で一人で生活するのはリスクが高い**。ホームへの生活を継続すべきであり、自宅売却を早急に行ったほうがよい」「いや、本人が家に帰りたいと言っているのだから、家に帰すしかないのでは？」といった意見が出ている。



厚労省老人保健健康増進等事業
認知症の人の意思決定支援ガイドライン研修講習会テキスト参照

14

〇〇市の支援機関から相談がありました

相談員より

「支援チーム内での意見がまとまらなかったの
で、補助人さんに決めてもらうしかないかなと
思っています。本人は家に帰りたと言ってい
ますが・・・。」

15

ワーク2① 【個人ワーク3分】 あなたはどのように回答しますか？

Xさんの回答

本人が自宅に帰ると重大な結果が
発生しかねないでしょう。万が一何
かあってからでは遅いし、補助人が
責任を問われかねないと思います。

そこで、“最善の利益”の観点から
本人保護を優先し、本人に自宅には
帰れないことを告げ、施設で過ごし
てもらうよう促すことが重要です。

自宅以外には見るべき資産がなく、
施設生活を維持するためには自宅を
手放すこともやむを得ないのではな
いでしょうか。

Yさんの回答

本人が自宅に帰りたと言っている
のだから、“意思決定支援”の観点
から、本人の希望に沿って施設から
自宅に帰すことが重要です。

本人が自宅に帰りたと言っている
以上、自宅を売却するなど、とん
でもないことです。

何か問題が起こるかもしれませんが
が、本人が自分で決めたことのため
から、何かあったとしても本人の自己
責任であり、補助人や支援者は責任
を負うことはないのではないでしょ
うか。

16

ブレイクアウトルームへ

■グループで意見を出し合う（12分）

※ワークの役割分担は、先ほどと同じです。

17

問いかけのポイントは？

<根拠・視点>

- ・意思決定支援と代行決定等の区別、支援者の視点（EW：心からの希望/WP：意思と選好に基づく最善の解釈/BI：最善の利益）等、基本的な概念を押さえておく。
- ・事実確認を丁寧に行う（本人や相談者の表面的な言動にとらわれないようにする）。
- ・回答者自身の主観もあることを自覚し、意思決定支援のプロセスや留意点を常に意識する。

<相談者への問いかけの方法>

- ・ 100パーセントを求めない。頭ごなしに否定しない。
- ・ 相談者をねぎらいつつ、相談者自身に意思決定支援の重要性に気づいてもらえるように、様式等を活用しながら一緒に考えてみる。
- ・ 意思決定支援が本人や周囲にもたらず「新たな発見や変化」を相談者自身が感じ取れるように、事例紹介や情報提供を行う。

18

【解説】 事例で考える意思決定支援 ～ガイドラインに基づく対応例～

補助人は、今回の意思決定が本人にとって重大な決定内容であることを踏まえ、補助人が全て判断して決めるのではなく、本人自身が意思決定を行う機会を確保するための意思決定支援会議（本人を交えたミーティング）の開催を提案した。また、関係機関との間で本ガイドラインを共有する機会を持ち、本人にとって意思決定しやすい環境を確保するための方法を事前に検討しておくこととした。

事前検討で話し合った役割分担に基づき、補助人は、本人が日中どのような過ごし方を好ましい・苦手と感じているかについて、本人が落ち着ける昼下がりに、本人が信頼しているホーム内の友人も同席の上、絵カード等を用いながら丁寧に聞き取りを行った。

複数回にわたる聞き取りの結果、ご本人はホーム内の居住者や職員との会話を楽しんでいる反面、気分が乗らないときや調子の悪いときにも職員の誘導によりクラブ活動等に参加せざるを得ず、自由な時間をもう少し確保したいという思いがあるようであった。

折を見て、本人に「家に帰りたい。」という発言の真意を確かめたところ、「ちょっと嫌なことがあっただけよ。今すぐ帰りたいわけじゃないわ。友人たちと離れて過ごすのは寂しい。」との発言があった。

補助人は本人に対し、本人の思いを関係者も伝え、これからの住まいとお金について一緒に考えるための会議への出席について尋ねたところ、本人は参加を了承した。

19

後日、相談員から、さらに相談がありました。

「アドバイスを踏まえて皆さんにお声がけし、今度、ご本人を交えて意思決定支援ミーティングを行うことになったのですが、先日のように、本人や支援者同士でもめてしまうのではないかと心配です。

意思決定支援ミーティングを行った経験はないのですが、事前にどのような準備を行っていくとよいでしょうか？」

あなたはどのようにアドバイスしますか？

20

個人ワーク（2分）

あなたはどのようにアドバイスしますか？
考えてみましょう。

21

意思決定支援ミーティングの 目的はどっち？

22

意思決定支援型会議 （本人中心会議）

- 本人には**意思決定能力がある**ことを常に推定
- 本人と支援者は**対等**であり、本人の希望や信条、価値観が議論の中心に据えられる
- 本人に対する**合理的配慮**が十分に行われる
- 最終的な決定権は「**本人**」

介入型会議 （支援者中心会議）

- 本人には**意思決定能力が欠けている**
- 支援者による会議の結果、**本人はそれに従う**
- 高度に専門的な議論が行われるため、本人は**不参加**。
- 最終的な決定権は「**支援者**」

22

ファシリテーションの観点から 事前準備の段階で共有しておきたいこと

23

- 今回の会議における**参加メンバー**の確認
- 意思決定支援における**基本原則**の確認
- **ミーティングの目的とルール**の確認
(すること・してはいけないこと・配慮すべきこと等)
- 各参加者の**役割**の確認
→「ファシリテーター」（中立な立場）と本人の「**アドボケート役**」
(本人視点にとことん立つ立場)を意識的に分ける
- 本人による意思決定の**ベストチャンス**を確保するために
必要なサポートの確認
→本人にとって良い環境・時期・場所・対話する人
→本人にとって円滑なコミュニケーション方法

※意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドラインの7つの原則・様式1等を確認

23

【解説】

事例で考える意思決定支援 ～続・ガイドラインに基づく対応例～

後日、補助人は本人及び支援者とともに「今後の住まいとお金のことを考える」ための会議に出席した。本日の司会者（ファシリテーター）のケアマネジャーからは、①本人の発言を遮らないこと、②支援者の価値観をおしつけないことが**会議ルールとして設定**され、全員が合意した上で会議に臨んだ。

先日行った本人との対話記録を絵カードの写真付きで関係機関と共有した後、今の暮らしについてどのように感じているか、これからどんな生活を望んでいるのかを**まず本人に語っていただく**ことにした。本人がホーム内のことで**少し話しづらそうにしていることについては、補助人が本人の承諾を得て本人の意向を伝えた。**

本人は「自宅での生活も考えていたけれど、今は友人が多いホームの中で生活したい。できればもう少し自由に行動できるといいね。」と話し、当面の間、ホームで生活していくことについての希望が確認された。ただし、ホーム内の生活面での不満に対応するため、クラブ活動を本人に押し付けることは決してしないこと、外出・外泊の機会についても柔軟に対応していくこと等が施設職員間で確認された。

24

【解説】 事例で考える意思決定支援 ～続・ガイドラインに基づく対応例～

次に、お金の話題に移った。補助人から現在の本人の経済状態についての口頭で説明がなされたが、本人が十分に理解できていないのでは？と出席していた本人の友人からの指摘があった。そこで、司会者がホワイトボードに現在の収入と支出、資産の状況について書きとめ、今後の預貯金が1年後には尽きるということをグラフで表現した。本人は、内容を一つ一つ手持ちのノートに書きとめ、「だんだんお金がなくなっちゃうのね。」と話した。

ファシリテーターからは、①ホームに住み続けるために自宅を売る、②ホームには預貯金が尽きるまでは住み、その後は自宅に移る、③ホームを退所し自宅に戻る、という選択肢について、本人視点から導かれるメリット・デメリットを本人及び参加者から挙げてもらうことにした。本人は「あの家は長年過ごしてきた思い出の場所なんだよねえ。私の人生がつまっているんだよ」と発言。

結論としては、当面の利用料を支払う預貯金はまだ残されていることから今の段階で売却を決定するのではなく、まずは思い出の品を少しずつ整理していくこととした。自宅 物品を整理していくことにより、本人の意思がどのように変わっていくのかを注意深く関係者は見守ることとなった。

補助人は、今回の会議の結果に沿って意思決定支援を継続することとし、今回は代行決定を行わないことに決めた。

25

本人の嗜好や価値観を把握するためのツールの例

認知症の人の日常生活・社会生活における
意思決定支援ガイドライン 読み方と活かし方



←全年齢版

トーキングマット

子ども版→



【支援記録（本人の思い・価値観共有シート）の記載例】

→ 2つ目の事例を題材に支援記録の記載例（一部）を確認してみましょう。
書式や書き方にこだわらず、関係者と共有しておきたい「本人の思いや価値観の現れ」を書き留めることがポイントです。

日付	実行者（記入者）	本人の意向・嗜好・価値観 コミュニケーション方法に関する事実	どのような本人の意思が読み取れるか？（記入者）
O/C	本人（ヘルパー）	○突然「家に帰りたい」と話される。ホームに移る前は、40年間自宅で生活していた。 【帰りたい】と質問すると、理由がなすいた。しかし、ホームから出ようとする様子はなかった。	自宅に帰りたいのではないかと（ヘルパー） 何らかの理由で、ホームはいたくないと思っているのではないかと（地域包括）
O/C	本人（地域包括担当）	日中の過ごし方について絵カードを使ってコミュニケーション ○居住者や職員とのおしゃべり、のんびり過ごす・手芸・絵画 △クラブ活動（最初は×に置く） × 規則・ルール ×におかれたカードについて「たまにはゆっくり休みたいときもあるのに、まったくもつ。 △「ちょっと嫌なことがあっただけ、今すぐ家に帰りたいわけじゃない。友人たちと遊んで過ごすのは寂しいわ。」	クラブ活動は嫌いではないけれど、気分が乗らないときにも職員に誘導され、クラブ活動等に参加せざるを得ない＝自由な時間をもう少し確保したいという強い意があるのでは？（保健士） 「家に帰りたい。」という発言は、職員に対する不満がたまっていたことと関係は？本当に帰りたいかどうかはもう少し検討が必要。（地域包括）
O/C	ヘルパー（ケアマネ）	短歌を見せたいとの申し出があり、見ると「一人とは寂しきもの」と書いてあった。「また見てもらえないから」と言われたので快く応じた。 ○本人が「短歌コンクールはどうなっているかしら。」と話していた。今度、クラブ活動で短歌教室の先生をやってもらえる？と聞いたところ「まあいいかい」とこぼしを細く聞くに際してこぼしていった。	短歌コンクールは在宅時に本人が毎年投稿していたと聞いていた。短歌を通じて本人の気持ちを伝えようとしているのではないかと（かかりつけ医） クラブ活動に参加する機会より「先生」になりたいという思いがあるのでは？（ケアマネ）

記号の意味：○好き・やりたい △中間・不明 ×嫌い・やりたくない

トーキングマットを楽しく効果的に進めるための7つのステップ TalkingMats

- トピックと目的を説明する**
例)「これからあなたが〜についてどう考えているかを確認するためにトーキングマットを行います。」
- 絵のスケールを定義する**
例)「これからあなたが〜についてどう考えているかを確認するためにトーキングマットを行います。」
- オプションカードを手渡す**
考える人（本人）の正面にマットを筋道し、オプション（選択肢）のカードを1枚ずつ本人に渡し、本人に選んでもらいます。考える人が自然体でリクスできるように配慮しましょう。
- 表現を促すための開かれた質問を試みる**
オプションカードを手渡す際にはできるだけ開かれた質問をします。例)「〜についてはどうですか？〜はどの程度ですか？」待つことも大切です。身振り手振りや表情なども確認しましょう。
- 空白のカードを活用する**
ひととおりカードを渡した後に、「ほかに書いてみたいカードはありますか？」と聞いてみましょう。希望があれば、何も書かれていない空白カードに、文字や絵を書いて考える人に渡します。
- 内容を確認する（カードの位置も変更可能）**
置かれたカードの内容を読み手が理解できているか確認しましょう。ネガティブな選択肢からポジティブな選択肢の順に確認します。カードの位置を変更できることを伝えましょう（本人のこちらの欲求変化が読み取れるかもれません）。
- 記録し、次の行動計画につなげる**
今回の結果を他の人にも伝えたいかどうか、聞き手から関係者に伝えたいかどうか等を確認しましょう。次の行動計画につなげることもあります。セッションへの参加についての感謝の気持ちを伝えましょう。



ガイドラインの補助説明・実践事例などを取載

英国スコットランドで開発された本人の思いや価値観を見える化し、本人自身が「考える」ことを支援するためのツール。クラウドファンディングを活用し、「健康とウェルビーイングのフルセット」、「子ども・青少年との対話フルセット」の日本語版が開発された。

26

チームビルディングとは

1. チームビルディングとは、一般的に「共通の目標に向かって、構成メンバーが主体性・専門性をもってスキルを発揮する組織づくり」を指します
2. 意思決定への支援は本人を中心としてさまざまな立場の関係者が参画するため、チームビルディングの考え方に適しています
3. 後見人等や中核機関等の相談員は、自身で対応できることには限界があることを認識していただき、むしろアドバイザーとして積極的にチームビルディング・チームアプローチを推進しましょう

27

なぜチームビルディングなのか

「完全に中立で客観的」は、あり得ません

1. 自己決定の場面であれ、代理代行決定の場面であれ、他者の意思に関わる以上、どうしても支援者の成育歴や価値観が投影される（混ざる）
2. 自己決定を支援する際に提供する情報や見通しにも、支援者側の価値観と成育歴が投影される（混ざる）
3. 規範性や身体危険性、あるいは経済性などの勘案などが典型例

28

意思決定支援・混ぜるな危険

【支援者の懸念と本人の意思（気持ち）】

たとえばグループホームからの独立に際して、支援者が行ったアセスメントから生活上のリスクを抽出するのは当然の援助行為だが、支援者の懸念を「本人の不安」であるかのように話しているとしたら、「混ぜるな危険」

【どうしても「体調」「感情」が混ざる】

支援者も人間ゆえ、体調や感情によって本人への向き合い方が変わることもあるが、特に自己決定を支援する情報提供と見通しの伝達の際に体調と感情に振り回されているとしたら、「混ぜるな危険」

29

ここから分かることは

1. 他者の意思決定に関与するということは、避けがたく自身の成育歴や価値観が投影される（混ぜる）ということ
2. 従って「言うことを聞いておけば間違いない」「自分の言うことが聞けないのか」タイプの人は、とりわけ要注意
3. また、基本的に「1対1」の関係性で意思決定支援することは避けるべき（チームビルディングが必要な理由の1つ）

30

おわりに